

太賢の大乗菩薩戒観

——『梵網經古迹記』を中心として——

花園大学大学院 仏教学専攻 博士課程

法 長

(李忠煥)

I. はじめに

新羅景德王(742~765)の時の僧侶である太賢(生没未詳)は韓国仏教において元暁(617~686)の後を継ぐすぐれた著述家であり思想家である。太賢の著述の中には「古迹記」という名が多いが、これは一つの經典について先学たちの註釈をまとめた上に、自身の思想を加えて解釈した著述である。太賢は周知の通り、華嚴学を修した後、唯識学を修した法相宗の人である。つまり、「性宗」と「相宗」を兼修した人物として、彼の著述はいずれの經典や思想にも傾いていない。このような円融の思想は元暁の影響によるもので、太賢は自身の著述で、元暁の和諍思想と一心思想を中心に、より発展した形の思想体系を示している。

新羅は統一以後に『梵網經』が盛行した。元暉、勝莊（生没未詳）、義寂（681?）をはじめ、太賢も『梵網經』の註釈書を著述した。太賢は『菩薩戒本宗要』（大正45、以下『宗要』と呼ぶ）と『梵網經古迹記』（大正40、以下『古迹記』と呼ぶ）で、大小乗の戒律と先学達の註釈をまとめ、自身の思想を加えて『梵網經』を註釈した。

『宗要』は、太賢が『梵網經』の註釈に先立って自身の菩薩戒觀を示した著述で、「三聚淨戒」を通じて「性宗」と「相宗」を融合し、大小乗の戒律を包摂している。太賢以前までの『梵網經』の註釈書は『梵網經』の下巻から註釈をしているのに対し、『古迹記』は『梵網經』の上下巻全体を註釈している。太賢は『古迹記』で、『梵網經』と『華嚴經』を同一視し、『梵網經』を一乗教で把握する。そして、「梵網戒」全体を「三聚淨戒」の摂律儀戒で認識し、『梵網經』の中に「七衆戒」と「瑜伽戒」を含めている。これは思想だけでなく、戒律における太賢の和諍思想と一心思想をよく表している特徴である。

本稿では、『古迹記』を中心に、太賢が和諍と一心の菩薩戒觀を通じ、『梵網經』が一切戒を包摂した菩薩戒であるとして、その正当性を主張し、『梵網經』による出家僧団と僧団運営を示そうとした点を提示したい。

II. 先行研究

太賢の菩薩戒研究の主な先行研究としては、蔡印幻¹、吉津宣英²、崔源植³を挙げることができる。

まず、蔡印幻氏は『新羅仏教戒律思想研究』で、太賢の名前について論じている。多くの著述で太賢は「太賢・大賢・青丘沙門」などの名称で呼ばれている。例えば、韓国の『三國遺事』（大正49）では「瑜伽祖大徳大賢」と書かれているが、『宗要』では「青丘沙門 大賢撰」、『古迹記』では「青丘沙門 太賢集」と

書かれている。同じ太賢の著述でも名称が異なっている。しかし、これは単に記録の名称が異なっただけで、著述の真偽などの問題ではないのである。これについて蔡印幻氏は「日本大藏経に収録されている『梵網経古述記』に関する各注釈書は、みな太賢となっている。このように分けて見ると、韓国と中国の資料では、ほぼみな太賢となっているのに対して、日本で見られる資料の大部分は、太賢と記されている」と述べ、国によってその名称が異なっていると説く。

そして、太賢の著述について趙明基氏⁵⁾の調査に基づいて「大乘の各経典に関する注疏23部、各大乗論に関する注疏32部、計55部122巻である。書目の番号は55番までであるが、同調査表には第19番が欠けているために実教は54部が記載されている」と述べ、この中で重なっていることと、現在目録などに見えることなどをまとめると計43部が数えられると説く。このような説は、崔源植氏も自身の著述⁷⁾でそのまま受け継いでいる。しかし、太賢の43部の著述はほとんど散失し、現在は5部14巻だけが残っている。

また、蔡印幻氏は『古述記』に引用されたすべての経律論を調べ、太賢が『古述記』を著述するとき、「瑜伽戒」と法蔵の『梵網経菩薩戒本疏』（大正40）を最も多く引用している点を明らかにしている。これを通じて太賢が性・相の経論を和合させ、『瑜伽論』に立脚して『梵網経』を註釈していると説いている。そして、このような和諍の註釈方式は、元暁をはじめ当時の新羅の仏教学者の間での註釈の特徴であると述べる。

吉津宣英氏は『華嚴一乘思想の研究』で、太賢が『古述記』で『梵網経』の上下巻をすべて註釈した理由について「私が推測するに太賢の元暁・法蔵融合の姿勢そのものが上巻の華嚴的な説相への注釈を必要としたのであろう」と述べる。また、上巻の註釈を通じ、太賢が『華嚴経』と『梵網経』を一体として把握しているのが分かる」と述べる。吉津氏も太賢の和諍思想に重点を置いて『古述記』を把握しているが、蔡印幻

氏の性・相二宗の和諍とは異なつて、元暁・法蔵の融合に焦点を置いてゐる。元暁・法蔵の融合説は『古迹記』の一心思想によるもので、太賢は『古迹記』で法蔵を9回、元暁を1回引用してゐる。相対的に法蔵の引用が多いが、『古迹記』は元暁の一心思想に基づいて書かれた註釈書で、太賢は一心思想を通じて「瑜伽戒」と「瑜伽戒」を批判する『法蔵疏』を一つの註釈書で調和させてゐる。つまり、太賢は一心思想に基づいて和諍の註釈を展開してゐるのである。⁹

このような元暁・法蔵の融合説は、『梵網經』の一乗教思想とも関連がある。元暁は『梵網經』を一乗教で扱っているが、法蔵は別教一乗の立場から『梵網經』を三乗教で扱っている。¹⁰そのため、吉津氏の元暁・法蔵の融合説は『華嚴經』と『梵網經』を同一視し、『梵網經』を一乗教で扱うことに正当性を与える主張なのである。

崔源植氏は『新羅菩薩戒思想史研究』で、「瑜伽戒」の影響と、勝莊と義寂との相関関係を説く。特に「十重四十八輕戒」の註釈で「瑜伽戒」を32回引用してゐる点と、「瑜伽戒」の「無違犯」を通じて犯戒の判断をする点に注目してゐる。

崔源植氏は、太賢・勝莊・義寂が同じ新羅の唯識学者であるから、お互いに影響が強く働いたのであると主張する。特に「瑜伽戒」の引用を通じて法蔵の影響も確認できるが、「梵網經」の註釈で勝莊、義寂と同じ引用をしていることから、法蔵よりは同じ新羅の唯識学者であつた勝莊と義寂の影響がもっと強かつたであろうと述べる。そして、『瑜伽論』を中心に『梵網經』を理解する点が勝莊、義寂と同じ傾向を示しており、智顛・元暁・法蔵とは異なると述べる。しかし、太賢は「瑜伽戒」を中心に『梵網經』を包摂するために註釈したのではないので、勝莊とは思想的に一致しないと述べる。¹¹

Ⅲ・太賢の菩薩戒觀

太賢は『古迹記』で、『梵網經』をより大乘的に解釈した菩薩戒觀を示している。先ず、太賢は『菩薩瓔珞本業經』(天正²⁴)を引用し、次のように『梵網經』の戒体論を「心法戒体」で説いている。

本業に云く、「一切菩薩凡聖の戒は尽く、心を体と為す。其の心若し尽くれば戒亦尽く。心尽くると無きが故に、戒も亦尽くると無し」と。此の中の心は大乘の心なり。(天正40、702上)

そして、仏性である如来性を一心と認識し、如来性を再び戒の実性と論じている。

如来性は即ち真如性なり。經の如く寂滅は名けて一心と為す。一心は如来藏を名づく。(天正40、689下)
因果の万徳は戒を以て初と為す。名けて本源と曰ふ。下に広く釈するが如し。仏性種子は戒の実性なり。(同上、700上)

このように太賢は、戒の根本を仏性とみて自身の「心法戒体」を明らかにしている。また、一心を寂滅と認識し、戒が涅槃の根本であると説いている。しかし、このような戒を受戒するためには、先ず大菩提心の発心をしなければならぬと説く。

六道衆生は但し師の語を解せば、要す須らく先ず大菩提心を発すべし。定ず無上菩提を取りて未來際

を窮め、有情を利樂すと誓ふを謂ふ。(大正40、700上)

発心は菩薩行の根本で、発心によって受戒と修行を行ずることになるのである。そして、菩薩はいつも発心である大菩提心を持っているから、戒も永遠につながるようになるのであると説く。

若し無尽の戒願を放捨せざれば、尽犯有ること無し。辺戒無きが故なり。此れに由りて転生し、戒も亦た恒に随へて運運増長して乃ち成佛に至る。猶お河水、日夜停らず、運運遷流して自ら大海に到るが如し。唯だ故に大菩提心を捨つることのみは除く。彼既に心が尽きれば戒も亦た尽くるが故なり。(大正40、701上)

このように『瓔珞経』の「心法戒体」は、菩薩の大菩提心の発心によって顕現され、永遠につながるようになるのである。また、大菩提心の発心による戒は涅槃の根本であるから、この戒を受持して菩薩行を修すれば、涅槃に至ることができる。

このような大悲心は大乗菩薩の根本で、菩薩はいつも空性で中道を観じながら、一切衆生を済度しなければならぬ。もし菩薩が空性を失うと、大乗も失うことになり、菩薩としての資格がなくなるのである。

瑜伽に云ふが如し「真如は所縁縁の種子の如きが故に、空を失壊せざれば大乗と名づくるが故なり。無漏に相似する中道の一味を観じて十方を教化し。一切衆生を転ずるとは、凡を転じて聖に向ふなり」

と。(大正40、694下)

夫れ大悲心を発すとは、空性の中に一切法の如実性を見る。若し空性を失壊せば、則ち一切の大乘を失するが故なり。(同上、693上)

これは『瓔珞經』の説明で、戒を「心」とみて、その「心」を大乘心で説いたのに基づいたことで、菩薩は必ず大乘心(大菩提心)の発心によって受戒しなければならぬ。

また、太賢は戒を万行の根本とみて、戒行によって菩提果を得ることができると説く。

万行の始は戒を以て本と為す。万行の終は菩提を果と為す。是の故に三際は皆戒に由りて成佛す。三聚は応に三徳と成るべきが如きが故なり。(大正40、701下)

つまり、大菩提心の発心によって受戒すると、大乘菩薩になって成仏できるのである。そして、このとき受戒する戒が菩薩戒で、太賢は衆生救済の根本となる戒を菩薩戒と定義づけている。

戒の中の戒は菩薩戒と謂ふ。広く衆生を度するに、理を以て本となすが故なり。是の故に偏に菩薩戒經を説く。(大正40、712上)

菩薩戒が即ち摂律儀戒で、太賢は摂律儀戒に七衆戒を含めることによって、菩薩戒にも七衆戒を含めているのである。

此の八戒等は皆声聞と菩薩戒に通ずればなり。瑜伽論に云く、「撰律儀戒は七衆戒なるが故に」と。涅槃經に云く、「無上道の爲めに八戒を受くるが故なり」と。(大正40、709下)

此の諸戒の一一は皆な三聚戒の義を具す。(同上、708下)

智顛をはじめ元暁と法蔵も、『瑜伽論』の「三聚淨戒」を用い、『梵網經』を註釈した。太賢もこのような註釈方式を受け継ぎ、「三聚淨戒」を用いて『梵網經』を解説している。しかし、以前の註釈では「十重戒」だけを撰律儀戒と認識したが、蔡印幻氏の説明¹²のように、太賢は撰律儀戒をより發展させ、「十重四十八輕戒」を撰律儀戒と認識し、『梵網戒』全体に一切戒を含めていたのである。

このような太賢の菩薩戒観は、『梵網經』による出家を狙ったことで、撰律儀戒によって『梵網經』が一切戒を包摂するから、『梵網經』による出家が正当性を持つことになる。すなわち、一切戒を含んでいる『梵網經』を受戒すれば、声聞戒も同時に受戒することになるから、太賢は大乘菩薩が声聞戒を受けた後に菩薩戒を受けることを否定する。

必ず律儀に由りて後に不共の二菩薩戒を得。故に是の説を作る。未だ必ずしも菩薩ならずして先に小心を發す。(大正40、703上)

このように太賢は「三聚淨戒」を用い、『梵網經』をより大乘的に解釈した。そして、このような菩薩戒観は、日本の南都仏教や天台宗の最澄(767~822)などにも大きな影響を与えたと言われる。

そして、菩薩戒の受戒を「一分受」と「全分受」に分け、受戒者が自身の機根や状況に合わせ、菩薩戒を

受けることができるように論ずる。

其の受者は意樂を堪ふ所に随ふ。或いは一戒を受く、或いは多く得。皆に戒を成じて名けて菩薩と為す。(大正40、700中)

受戒者が、声聞戒のようにすべての戒を受戒するのではなく、戒を分けて受戒するのは、前述のように、「梵網戒」全体に一切戒が含まれているから可能なことである。そして、このような「梵網戒」は、一戒だけでも受戒すれば、菩薩になり、その功德は声聞戒よりすぐれていると述べ、『梵網経』による出家の素晴らしさを主張している。

但だ語を解し、唯だ一戒を受くのみと雖も、猶お二乗の一切功德に勝る。(大正40、700中)

これは『梵網経』をより広く流通させるための方便説で、太賢は『古迹記』で単純に『梵網経』を註釈することだけでなく、「梵網戒」による大乘菩薩の出家を正当化させ、「梵網戒」の流通と実践化を狙ったと考えられる。

IV. 『梵網経古迹記』の科文

太賢は『古迹記』で『梵網経』を「時処・機根・藏摂・翻訳・宗趣・題名・本文」の七門に分けて説く。

吉津氏は、太賢の七門には法蔵の十門¹⁴の影響があると述べ、次のように七門と十門を比較する。¹⁵

(表1)

太賢の七門		法蔵の十門	
第1時処	第1教起所因	第1教起所因	第1教起所因
第2機根	第4顕所為機	第4顕所為機	第4顕所為機
第3蔵撰	第2諸蔵所撰	第2諸蔵所撰	第2諸蔵所撰
第4翻訳	第8經起本末	第8經起本末	第8經起本末
第5宗趣	第9部類伝訳	第9部類伝訳	第9部類伝訳
第6題名	第6所詮宗趣	第6所詮宗趣	第6所詮宗趣
第7本文	第7釈経題目	第7釈経題目	第7釈経題目
	第10随文解釈	第10随文解釈	第10随文解釈
	第3撰教分齊	第3撰教分齊	第3撰教分齊
	第5能詮教体	第5能詮教体	第5能詮教体

しかし、太賢と法蔵の比較をみると、十門の中の「第3撰教分齊」と「第5能詮教体」は、太賢の七門に相応する部分がない。これについて吉津氏は、七門の「第2機根」と「第3蔵撰」を引用し、太賢が「一切衆生実有仏性」と「三聚浄戒」を通じ、法蔵より『梵網経』を緩やかに規定していると説く。¹⁶ そして、こ

のような緩やかな規定は、「瑜伽戒」の扱い方にも表れていることで、太賢が『梵網経』をより包容的に注釈していることが分かる。

『古述記』の七門の中、「第5宗趣」は『古述記』の核心部分で、太賢はここで自身の戒体論と菩薩戒観を示している。太賢は、先ず「宗趣」を「宗」と「趣」に分け、「宗」を戒とみて、「趣」を「宗」が帰るべきところであると説く。つまり、「宗」を「趣」に至るための方便と認識しているのである。

宗趣と言ふは、語の表す所を宗と曰ふ。宗の帰する所を趣と曰ふ。此の経は正に心行を以て宗と爲す。證覚と利生を以て其の趣と爲す。(大正40、689下)

このように「宗趣」は、「宗」は「心行」、「趣」は「證覚利生」にあたる。そして、「心行」をさらに「教正行門」と「誠悪行門」に分ける。

心行と言ふは略して二門有り。一は教正行門、二は誠悪行門なり。教正行は、即ち経の初に三賢十聖の内證の行を説く。誠悪行は、即ち経の後に十重四十八輕戒の行を説く。(大正40、689下)

「教正行門」は、三賢十聖の内證の行で、大乘菩薩が修しなければならない行である。「誠悪行門」は、『梵網経』の「十重四十八輕戒」で、大乘菩薩が守らなければならない行である。太賢はこの二門を通じ、大乘菩薩の菩薩としての行を説いているのである。

次に、「趣」である「證覚利生」を「如来性門」と「発趣相門」の二門に分け、「性」と「相」を説いてい

る。

帰する所の趣は、亦た二門有り。一は如来性門、二は発趣相門なり。(天正40、689下)

如来性は、前述のように真如性と一心にあたる。つまり、一心である如来性は、どのような分別もしない状態で、空性なのである。

色声等は唯だ夢塵の如く、心行の相を除けば、都て得る所無し。境は既に即ち心なり、心は境の如く空なり。迷ふが故に生死す、悟るが故に涅槃なり。是を以て空性を如来蔵と名づく。(天正40、689下)

「発趣相門」は、一切衆生が如来性(仏性)を持っているが、妄念によって顛倒され、それを見つけることができないと論ずる。しかし、大菩提心の発心を通じ、苦海を脱することができると説く。

第二発趣門は、是の如く内に如来性有り。故に諸有情は如来蔵と同じく、妄念に飄ひるがえられて苦輪は無際なると聞く。生死の大海に誓ひて舟の楫と為る。其の中に受くる大苦を畏ず、壊るべからざる無礙の意樂を発し、大菩提と謂ふ。(天正40、689下)

つまり、衆生は妄念によって性・相の差別をつけるのである。しかし、実は「性」と「相」は本来一つである「性相一如」なのである。

このような「性相一如」の状態は、如来性が顕現された一心の状態で、有無の両辺から離れた空の状態である。そして、「性相一如」である空の状態も、無所得の方便で、実は空による無も存在しないので、空もまた空であると論ずる。

瑜伽に云ふが如し「空の性相に於いて失壞あらば、便ち一切の大乘を失壞す。是れを以て菩薩は六度を行ずる時、皆無所得を以て方便と為す」と。無所得は即ち住まざる道なり。若し唯だ有を空ずるのみならば、便ち無を得るべし。而るに復た空を空ずるが故に無所得なり。無所得の故に三輪清淨なり。是れを究竟修の菩薩行と名づく。(天正40、690上)

このように太賢は、「宗趣」で自身の菩薩戒観と「性相一如」の空観を説いている。これは『古迹記』全体に表れている和諍思想と一心思想の核心で、太賢は一切が一心なので、有無や性相などを分別する必要がないことを説いているのである。そして、戒は大菩提心を発して涅槃に至るための方便なのである。

このような和諍の註釈は、七門の「第6題名」にも表れている。太賢はここで『梵網經』上巻の菩薩の「十発趣・十長養心・十金剛心・十地」の修行の階位について説く。これは太賢が意図的に『華嚴經』と『梵網經』を同一視させるために註釈したのであると考えられる。

これについて吉津氏は、前述のように太賢が元暁・法藏の融合を主張するため、上巻を註釈したのであると述べる。¹⁷ 吉津氏の主張に反対するのではないが、太賢が『古迹記』で、自身の和諍と一心の菩薩戒観を示すためには、『梵網經』が一乗教でなければならぬ。そのため、太賢は『梵網經』上巻の註釈を通じ、『梵網經』を『華嚴經』と同じ一乗教に含め、自身の菩薩戒観を確立させたのであると考えられる。そして、

このような『華嚴經』と『梵網經』の一体化も、太賢の和諍の註釈の一種類なのである。

次に、『梵網經』の「十重四十八輕戒」の註釈で、太賢は前述の通り、「梵網戒」を「宗趣門」の「誠惡行門」に含めている。つまり、下巻の「梵網戒」が「誠惡行門」に入っていると同時に七門の「第7本文」にも該当する形である。

大段の第二は誠惡行門なり。中に於いて三有り。開序故、正說故、流通故なり。(大正40、699下)

すなわち、「誠惡行門」の中に「開序分・正說分・流通分」の「梵網戒」の本文が入っている独特な形の科文を用いている。

太賢は「梵網戒」の「十重戒」の註釈で、先ず各戒の条目ごとに「顯制意」と「釈經文」の二門に分け、戒の内容と犯戒について説く。

此に初の十戒は各二門に説く。一は制意を顯す、二は經文を釈す。(大正40、703中)

そして、犯戒の説明である「釈經文」を再び「違犯相門・違犯性門・境界事門・結成罪門」の四門に分けて説く。

第二の釈文は、經に四門有り。一は違犯相門、二違犯性門、三境界事門、四結成罪門なり。(大正40、703中)

太賢は犯戒の判断において、罪の結果だけを見ず、罪の「性」と「相」を通じ、犯戒が起こった原因と過程を確認して罪を判断する。

次に、太賢は「四十八輕戒」を「十戒・十戒・十戒・九戒・九戒」の五つに分けて註釈する。

初の十に四門有り。初の二は自心の念を護る門なり。僞逸処に於いて輕慢を制するが故に、放逸処に於いて酒過を斷ずるが故なり。次の三は他心の行を護る門なり。次の三は佛法を仰修する門なり。後の二は衆生を救護する門なり。(大正40、708下)

下より十戒は分ちて二門と為す。初の四は自善を護る門、後の六は損他を護る門なり。(同上、710下)

下より十戒は六和敬と成る。十は次の如く三・一・四・二は、彼の業・見・利・戒を同じく撰すと謂ふが故なり。初の三は各三業を同じく撰するが故に六和敬と成る。(同上、712上)

下より九戒は、正施を開くが故に、横取を遮るが故に、邪縁を避くるが故に、正乘に趣くが故に、願求を發するが故に、立誓して厭ふが故に、離難の故に、無乱の故に、利樂の故に、所為それゆゑ応に知るべし。

(同上、713下)

下より九戒に初の五は戒を以て撰受す、後の四は悲を以て教化す。(同上、716上)

このように太賢は、各戒が制定された理由と戒の性格によって「四十八輕戒」を五種に分けた後、各戒の条目をさらに詳細に分類し、「梵網戒」の受戒者の理解を手伝っている。

以上の説明のように、太賢は『古迹記』で、『梵網經』を先ず七門に分けた後、「梵網戒」を「第5宗趣」の「誠惡行門」と「第7本文」に該当させている独特な科文を用いている。つまり、「梵網戒」が本文であ

ると同時に「宗趣」の一門なのである。これは「宗趣」での説明のように、戒は涅槃に至るための方便にすぎないので、戒の相に執着しないようにするための一心思想の方法論であると考えられる。

V. 『梵網經古迹記』

1. 「瑜伽戒」の引用

太賢は『古迹記』で、「瑜伽戒」の引用を通じ、『梵網經』の犯戒と戒の条目について説く。特に「十重四十八輕戒」の13箇所の条目で、次のように「瑜伽戒」との比較を通じ、犯戒の「無違犯」を説く。

若し多くの有情を救脱せんが為の故に、正しく知る想いを覆いて妄語を説く。瑜伽論に云く、「違犯する所無く、多功德を生ず、しからざれば妄語は他勝処を犯す」と。(大正40、706上)

「無違犯」は、受戒者が戒を犯しても、犯戒の原因が衆生のための菩薩行であった場合、罪ではなく、むしろ功徳と判断する。これは犯戒を結果で判断するのではなく、犯戒の原因を通じて罪を判断し、菩薩の衆生済度行の範囲をより大乗的に拡張させているのである。

また、太賢は犯戒だけでなく、戒の条目の解釈に於いても、次のように「瑜伽戒」を引用する。

釈文の中に、菩薩は一切の貧窮人の来乞するを見ると言うは、菩薩地に云く、「勝る利が而ち来乞者に有ると見、方に施與すべし。財を以て損さんと欲せば、化導し易きが故なり。若し利益無くんば、設

い安楽が有れども心に施與すべからず、何を以ての故に、若し彼に施す時は、暫らく彼をして菩薩の所に於いて心に歡喜を生ぜしむと雖も、而る後に彼をして広く種種の不饒益の事を作さしむ。謂く施に因るが故に、彼をして多く僥逸悪行を行ぜしめ、身壞して已後惡趣に墮せしむるが故なり」と。(大正40、706下)

このような解釈は、「無違犯」の引用とも同じ性格で、受戒者が円満に衆生濟度を行うことができるように判断基準をより広めているのである。

太賢の「瑜伽戒」の引用について、崔源植氏は勝莊と義寂との比較を通じ、太賢が彼らの影響によって「瑜伽戒」を引用したのであると説く。¹⁸ 崔源植氏の調査によると、勝莊は23箇所、義寂は17箇所の戒の条目で「瑜伽戒」を引用している。そして、3人は総計10箇所の条目¹⁹で同じ内容の「瑜伽戒」の引用をしていると説く。しかし、太賢の「瑜伽戒」の引用の目的は、『梵網經』を中心に「瑜伽戒」を包摂するためであり、勝莊の「瑜伽戒」を中心とした註釈とは引用の目的が異なると述べる。

引用の内容をみると、崔源植氏の主張のように、勝莊および義寂との影響関係を考えることができる。しかし、次の「第1快意殺生戒」のように、勝莊や義寂と同じ引用をするが、「瑜伽戒」の犯戒を否定する場合もある。

瑜伽に説くが如し「菩薩は若し重罪を作さんと欲するを見、発心し思惟するに、我れ若し彼の惡衆生の命を断たば当地獄に墮つべし。如し其れ断たざれば彼の罪は業成じて当に大苦を受くべし。我れ寧ろ彼を殺して那落迦に墮つるも、終に其をして無間の苦を受けしめざらんと。是の如く彼に於いて或い

は善心、或いは無記心を以て、此の事を知り已つて当來の爲めの故に深く慚愧を生じ、憐愍の心を以て彼の命を斷つ、此の因縁に由りて菩薩戒に於いて違犯する所無く、多くの功德を生ず」と。此れは煩惱を闕くるが故に違犯無く、意樂が善きが故に多くの功德を生ず。今解して然らず。業道に成らず、亦た犯に成るが故なり。(大正40、703下)

太賢は多くの戒の条目で、「瑜伽戒」の引用を通じて犯戒の「無違犯」を説くが、殺生については異なる註釈をする。殺生は、菩薩が絶対に行じてはならない行為とみて、たとえ衆生濟度のための菩薩行として犯戒を犯したとしても、業は残らないが、罪は成り立つと述べる。

これは「第1快意殺生戒」の制定の理由とも関連があることで、菩薩は衆生の生死の苦しみを救済するための行をする者なので、方便としても、その命を絶つてはならない。

制意とは、世間に畏らるる死苦を窮むるが爲めなり、他を損ずることの中に過して命を奪うこと無し。(大正40、703中)

太賢のこのような解釈は、僧団の規制とともに、当時の社会倫理的な部分も反映して註釈したものであると考えられる。太賢は『古述記』で、僧団の制度を護るための犯戒は「無違犯」と判断している。

瑜伽論に云く、「現に資財有りて求むる者が来る有り。嫌恨心を懷き、恚惱心を壞して施さざれば染犯なり。若し怠りて放逸せば非染にして違犯なり。無違犯とは、若しくは施すべき物無く、若しくは宜

しからざる物を求む、若しくは彼を調伏す、若しくは彼が王に宜しかるにあらざる所なり、若しくは僧制を護る」と。(大正40、707中)

瑜伽論に云く、「慢心と嫌心と恚心は染犯なり。懈怠と忘念は是れ非染にして犯なり。無違犯は、或いは病、或いは狂、或いは睡。或いは自ら説法す、或いは他と与に語る、或いは自ら聴法す。或いは將に説法者の心を護らんと欲す。或いは將に多くの有情の心を護るとするが為めなり。或いは調伏の爲め、或いは僧制を護る。皆無違犯なり」と。(大正40、709上)

このように太賢は、「瑜伽戒」の引用を通じ、『梵網經』を解釈している。しかし、「第1快意殺生戒」の説明のように、「瑜伽戒」の内容が当時の社会倫理的な部分と一致しない場合には、それを否定している。これは太賢以前の註釈書で解釈された『梵網經』の内容を、当時の時代性に合わせ、修正・補完したのであると考えられる。特に殺生に関して、社会的にも重罪なので、僧団内の殺生は僧団運営に大きな被害を与える可能性があるから、「瑜伽戒」の内容を否定したのであると考えられる。そして、前述の通り、太賢は菩薩戒による僧団の制度化と運営を考え、『梵網經』を註釈した。「瑜伽戒」の引用は、単純に『梵網經』の犯戒の判断を手伝うためだけでなく、『梵網經』が菩薩戒として僧団の制度化を可能にするための手段なのである。太賢は統一新羅時代の人物で、そのころは『梵網經』を戒律の主流とした時代であった。統一以前の新羅は、圓光(555~638)と慈藏(590~658)を中心に、声聞戒の研究が活発な時代であった。そして、統一前後には、元暁の登場によって本格的に『梵網經』と『瓔珞經』などが註釈された。三國統一以後には、勝莊と義寂、太賢などの唯識学者たちを中心に、『梵網經』が戒律の主流になって活発に研究されたのである。²⁰

このような時代背景の中で、当時の戒律の主流であった『梵網經』が統一新羅の社会倫理的な部分と符合しないと、戒律としての力を失い、僧団が批判的に見られる恐れがあるので、このような註釈をしたと考えられる。

また、『梵網經』の註釈で「瑜伽戒」を引用したのは、『梵網經』に「三聚淨戒」思想を含め、菩薩戒としての正当性を与えるための方法である。これは法蔵の註釈でも表れた形で、以前の菩薩戒の主流であった「瑜伽戒」を『梵網經』に含めることによって、受戒者の理解を手伝い、『梵網經』を主流として位置付けることができるようになる。

そして、「瑜伽戒」の引用は、『梵網經』の「三聚淨戒」思想を確立させるために重要な役割をする。智顛から始まった『梵網經』の註釈は、「三聚淨戒」思想に基づいて解釈している。蔡印幻氏の説明²¹によると、「三聚淨戒」には『華嚴經』と『瑜伽師地論』の二つの系統がある。その中、『瑜伽師地論』の「三聚淨戒」は、摂律儀戒に声聞戒までも含め、一切戒を含んだ戒律である。このような『瑜伽師地論』の「瑜伽戒」を『梵網經』に含めるのは、自然に『梵網經』の中にも、一切戒を含めることになる。太賢もこのような註釈の流れを受け継ぎ、『古述記』で用いているのである。つまり、太賢は「瑜伽戒」を引用を通じ、『梵網經』を菩薩戒として正当化させ、「三聚淨戒」思想を確立させる和諍の註釈をしているのである。これは前述の通り、『梵網經』と『華嚴經』を一体化させ、『梵網經』を一乗教と認識したこととともに、『古述記』に表れる和諍の註釈の特徴である。

そして、お互いに違う性格の『梵網經』と「瑜伽戒」を一つのものとして『梵網經』に含めたのは、一心思想による註釈である。これは、太賢に一心思想の影響を与えた元暁の『菩薩戒本持犯要記』（大正45）にも表れる形である。元暁は『要記』で、「比丘二百五十戒」と「瑜伽戒」、「梵網經」を一つのものと認識し、

摂律儀戒を通じて『梵網經』に包摂させている。²² つまり、太賢も元曉のように一心思想に基づき、「瑜伽戒」を『梵網經』に含めたのである。

2. 「梵網戒」の解釈

太賢は『古迹記』で、『梵網經』を一層大乘的に解釈している。前述の通り、大乘仏教の修行者は、小乗戒で出家する必要がないと述べ、大乘菩薩戒だけの出家を勧めていたように、以前の註釈書とは違った大胆な戒の解釈を通じ、より大乘的な菩薩戒観を示している。

特に、現在も問題とされている僧侶の飲酒について「第2飲酒輕戒」で、酒を飲んでも、その酒によって善が生ずれば、酒を飲んでも良いと説く。

未曾有經に五戒を制すに云く、「若し酒を飲みて悦ぶ心に善が生ずること有れば飲むも戒を犯さず。広くは彼れ説けるが如し。況んや菩薩戒は、利有らば犯無し。維摩詰が諸酒肆に入りて能く其の志を立つるが如し」と。(大正40、709上)

つまり、菩薩は衆生済度のためには、一緒に酒を飲んでも犯戒にならないという解釈で、以前の飲酒の禁制と比べ、大胆な解釈をしている。このような解釈の根拠は、太賢の菩薩戒観に表れた発心による受戒と「三聚浄戒」にある。大菩提心の発心は、一切衆生を救済するという菩薩の誓願で、「三聚浄戒」の発心である。菩薩は衆生済度のためなら、たとえ犯戒になる行であっても、恐れずに菩薩行をしなければならぬ。そして、その結果が犯戒になっても、犯戒の原因が衆生のためであつたら功德になる。

そして、太賢は「第3無慈行欲戒」で、在家菩薩が方便の淫行を通じて教化することができれば、淫行も無犯であると説く。

菩薩地に云ふが如し「在家菩薩は母邑の現に繫属無きあり、姪欲の法を習い、心を菩薩に継ぎ非梵行を求むるを見れば、菩薩見已りて、作意し思惟して、彼をして悲り多く非福を生ぜしむることなかれ。若し其の欲に随わば便ち自在を得、方便して安処し善を種え、悪を捨て、慈愍心に住して非梵行を行ぜしむ。是の如き穢染の法を習ふと雖も、而も犯す所無く、多くの功德を生ず。出家は爾からず、声聞を護るが故なり」と。(大正40、705中)

たとえ非梵行であっても、衆生のための菩薩行であったなら、その結果は犯戒でなく、功德であると述べる。しかし、出家菩薩の淫行は一切禁じている。これは比丘と僧団を護るためである。

このような衆生済度のための菩薩の犯戒行は、「第4故心妄語戒」にも表れている。

若し多くの有情を救脱せんが為の故に、正しく知る想いを覆いて妄語を説く。瑜伽論に云く、「違犯する所無く、多功德を生ず、しからざれば妄語は他勝処を犯す」と。(大正40、706上)

妄語を通じて多くの衆生を救済することができれば、戒を犯しても功德になるが、妄語の目的がそうでなければ、重罪になると述べる。『古迹記』では、ほとんどの「梵網戒」が「瑜伽戒」を通じて「無違犯」と判断される。しかし、これは衆生済度という確実な目的によって「無違犯」になるのであって、そうでなけ

れば、すべて重罪になる。

そして、菩薩行の基本である布施行についても、前述のように無条件に行ずるのではなく、相手が布施によって利益があると判断されるときだけ、布施するように説く。

勝る利が而ち来乞者に有ると見、方に施與すべし。財を以て撰さんと欲せば、化導し易きが故なり。若し利益無くんば、設い安樂が有れども応に施與すべからず。(大正40、706下)

つまり、菩薩を信じて従う者だけを相手に済度行をしなければならぬと説く。このような差別的な済度は、説法についても表れている。

瑜伽の四十に云く、「大乘を誘ふもの及び信無き者に於いては、終に率爾に開悟を宣示せず。所以は何とならば、其れ聞き已つて信解すること能はず。大無知障に覆蔽せられて便ち誹謗を生じず。誹謗に由るが故に、菩薩の淨戒律儀に住して無量の大功德蔵を成就するが如く、彼の誹謗者も亦た無量の大罪業蔵の爲めに随逐せらる」と。此の大過有るが故に今制するなり。(大正40、717上)

仏法に対する信心がなく、布施をもらつても、驕慢な悪行をするような者に対する布施は、彼を済度するのではなく、もっと深い悪趣に陥れる。そのため、菩薩は一切衆生を平等にみるが、済度行においては、仏法を信じて従う者だけに布施と説法をするのである。

太賢は、戒の解釈とともに、『梵網經』の「自誓受戒」と「好相」についても論ずる。「自誓受戒」は、菩

薩戒受戒の特徴で、同じ受戒であるが、下品の受戒と判断される。しかし、太賢は「従他受戒」と「自誓受戒」、すべてが同じ心で戒を受けるから、戒の福德にも差別がないと述べ、「自誓受戒」を「従他受戒」と同じ受戒と判断する。

自受羯磨は菩薩地の四十一に説くが如し「若し千里の内等は、若し爾らば自受の功德は劣るか」と。爾からず、現縁無しと雖も、心は猛利の故なり。五十三に云ふが如し「自受と従他は若し等しく心受すれば、亦た是の如く持す、福德に別無し」と。(大正40、712下)

そして、「好相」による懺悔について、三纏でん(品)に分けて、上纏の重罪だけは「好相」を見なかつたら、懺悔しても無駄であると説く。

若し好相無くんば懺すと雖も益無しと言ふは、此は上纏が犯せば失するに約して説く。中・下纏に非ず。(大正40、716下)

このような太賢の説明は、『梵網経』の流通のための註釈であると考えられる。「自誓受戒」を「従他受戒」と同一視することで、誰でも発心さえすれば、上品の戒を受戒することができるようになる。また『梵網経』は、「自誓受戒」と懺悔に於いて、必ず「好相」を見なければならぬと規定する。これに対し、太賢は上纏の懺悔のみが「好相」を見る必要があると述べ、より緩やかに規定する。これは、多くの人々が受戒と懺悔を通じて、大乘菩薩になることができると註釈したのである。

次に、太賢は経文の解釈で、正法を護るためには武器を持つても良いと述べる。

軽垢罪を犯すと言ふことは、若し正法を護れば即ち違犯無し。涅槃経の中に在家は法を護れば仗を持つことを聴すが故なり。(天正40、710下)

これは在家菩薩に限って許した戒で、太賢は出家菩薩が衆生を害するのは許さない。しかし、三寶物を護らないのは罪であるとみて、僧団の守護を強調している。

今此の戒中に守護せざる辺に軽垢罪を得。物を損ずる所に約せば波羅夷を犯す。(天正40、713上)

これは、統一新羅以後の護国思想の僧兵制度を正当化する註釈で、太賢は僧団と国の守護を重要視した。このような性格の註釈は、僧侶の政治介入に関する内容を通しても把握できる。

菩薩の理は応に諸違諍を和すべし。而るに国使命を通じて相ひ殺害せば菩薩道に違ふ。故に今制するなり。若し調伏して長く相ひ殺すことを止めんが為めに国に入れば、理は応に犯すこと無かるべし。(天正40、710下)

菩薩は一切衆生を平等にみなければならぬのに、政治に介入し、どちらかの肩を持つのは菩薩行ではない。しかし、使臣として戦争や紛争を中止させることができれば、無犯と判断し、政治介入を許している。

これは当時の新羅の国師制度とも関係がある解釈で、太賢は僧団と国の調和を通じ、仏法を護つて護国思想を宣揚する註釈をしたものと考えられる。そして、このような解釈は、当時の僧団と国の政治的・財政的な関係を維持するための方便で、太賢は僧団と国の関係を仏法を通じて結び付けている。

仏法は兩人に付属す、一の仏弟子は以て内を護るが為め、二の諸国王は以て外を護るが為めなり。(天正40、717中)

当時の王は菩薩戒を受戒してから王位に即いたから、王になると同時に在家菩薩になった。そのため、在家菩薩である王は、仏法を護らなければならない。このように太賢は、仏法を通じて僧団と国の関係を維持し、仏法の守護のための僧兵と国師制度に対する正当性を確立する註釈をしたと考えられる。

VI・終わりに

以上のように、太賢は『古述記』で和諍思想と一心思想を通じ、『梵網経』をより大乘的に解釈した。

先ず、心を戒とみて、戒は大菩提心の発心によって受戒することができる。このような戒は、万行の根本で、戒によって涅槃に至ることができるのである。そして、このとき受戒する戒が菩薩戒で、太賢は「三聚浄戒」の撰律儀戒を通じ、『梵網経』の「十重四十八軽戒」に一切戒を含めている。つまり、「梵網戒」の受戒は、一切戒を受戒することになる。それ故に太賢は、大乘修行者は声聞戒を受戒する必要がないと述べ、『梵網経』による出家を主張する。

このような菩薩戒觀の根本は和諍思想と一思想で、太賢は『古迹記』全体で一思想に基づいた和諍の註釈をしている。特に『梵網經』上巻の註釈を通じ、『梵網經』を『華嚴經』と同じ一乗教と認識した。また、「瑜伽戒」の引用を通じ、『梵網經』の犯戒の範囲を広め、「三聚淨戒」思想を確立した。

「瑜伽戒」の撰律儀戒は七衆戒を含んでいる戒で、『梵網經』に「瑜伽戒」を含めるのは、『梵網經』に一切戒を含めることになる。これは前の菩薩戒受戒の根拠になる和諍の註釈である。そして、「瑜伽戒」の引用は、『古迹記』の大乗的解釈の根本になる。『古迹記』は、『梵網經』の中に「瑜伽戒」を含めている形で、『梵網經』の宣揚のために「瑜伽戒」を利用してゐる。このような註釈方式は、『梵網經』の菩薩戒としての正当性を確立し、和諍の註釈の根拠になるのである。

太賢は戒の解釈でも「瑜伽戒」を通じ、菩薩の衆生済度のための方便としての非梵行は、犯戒ではあつても、無犯であると述べる。これは大菩提心の発心である「三聚淨戒」によることで、菩薩は衆生済度のためなら、自身の犠牲や犯戒も恐れてはならない。そして、衆生済度のための菩薩の非梵行は、むしろ功德になると述べ、菩薩の済度行の範囲をより広めている。

また、このような戒の解釈は、当時の新羅の時代性とも結び付き、僧侶が国のために僧兵になったり、政治に介入するのを菩薩行とみなしている。特に、仏法を通じて僧団と国の関係を維持し、王を、僧団の外部を護る在家菩薩と規定している。

このように太賢は『古迹記』で、一心に基づいた和諍の註釈を通じ、『梵網經』を一切戒を含んだ一乗教と認識した。また、菩薩行について、より大乗的に解釈し、戒の相に執着せず、衆生済度を優先する大乘菩薩行を強調している。

このような太賢の『古迹記』は、以前の先学達の註釈に自身の思想を加えて編纂した註釈書であり、先行

研究が指摘するように、元暁、法蔵、勝莊、義寂などとの関係性もみられる。特に、戒律観と思想で元暁と相当に類似した形をみせている。このような内容から、『古迹記』以前の『梵網経』註釈書との比較研究を通じて、太賢に影響を与えた註釈に関する研究が今後必要であると考えられる。このような研究は、太賢から多くの影響を受けた南都仏教と天台宗の円頓戒の流れともつながるものであり、太賢を中心とした菩薩行の研究を今後の課題にしたい。

- 1 蔡印幻『新羅仏教戒律思想研究』、国書刊行会、1977
- 2 吉津宣英『華嚴一乘思想の研究』、大東出版社、1991
- 3 崔源植『新羅菩薩戒思想史研究』、民族社、1999
- 4 蔡印幻 同上、p. 371
- 5 趙明基『新羅仏教の理念と歴史』、経書院、1962
- 6 蔡印幻 同上、p. 378
- 7 崔源植 同上、p. 185
- 8 吉津宣英 同上、p. 658
- 9 同上、p. 662
- 10 同上、p. 664
- 11 崔源植 同上、p. 194
- 12 蔡印幻 同上、p. 414
- 13 『古迹記』の科文については参考資料1と2を参照。

- 14 法藏の『梵網經菩薩戒本疏』の十門…教起所因、諸藏所撰、撰教分齊、顯所為機、能詮教体、所詮宗趣、
 15 吉津宣英 同上、p. 660 釈經題目、經起本末、部類伝訳、随文解釈
- 16 同上、p. 661
- 17 同上、p. 658
- 18 崔源植 同上、p. 193
- 19 十重戒…第1快意殺生戒、第2劫盜人物戒、第3無慈行欲戒、第4故心妄語戒、第8慳生毀辱戒
 四十八輕戒…第1不敬師長戒、第7不能遊學戒、第9不瞻病苦戒、第16貪財惜法戒、第19鬥諍兩頭戒
- 20 崔源植 同上、p. 35
- 21 蔡印幻 同上、p. 432
- 22 木村宣彰 「多羅戒本と達摩戒本」『戒律の世界』、溪水社、1993

当論文は、平成24年度の臨濟宗妙心寺派花園大学研究助成の成果であり、佐々木閑先生の御指導を賜った。

参考資料 1. 『梵網經古述記』の大綱

				時處			
				機根			
				藏攝			
				翻譯			
宗趣	宗	心行	教正行門	三賢十聖內證之行			
			誠惡行門	十重四十八輕戒行			
趣	證覺・利生	如來性門					
		發趣相門					
七門	題名	心地品	本師說	見問	問	處所	
						大衆	
						所說	
						放光	
						警覺	衆喜
						疑念	
						啓問	起定
						集衆	
						啓問	
						見	
						問	
						果	
						略	
						請	
十發趣	捨心	章門					
		行相					
		結成(言)					
	戒心						
	忍心						
	精進心						
	定心						
	慧心						
	願心						
	護心						
喜心							
頂心							
十長養心	慈心	章門					
		行相					
		結言					
	悲心						
	喜心						
	捨心						
	施心						
	愛語心						
	利行心						
	同事心						
定心							
慧心							
十金剛心	心	章門					
		行相					
		結言					
	念心						
	深心						
	達心						
直心							
不退心							
大乘心							

参考資料 2. 「悪行門」(十重四十八輕戒)の大綱

悪行門(十重四十八輕戒行)	開序分	勸策	時處(經家序)													
			勸信	受得門	全分受	策發							一分受			
													攝律儀戒			
													攝善戒			
													饒益有情戒			
													隨心門			
													遍學門			
													隨性門			
													隱密門			
													順勝門			
							意樂門									
							怖畏門									
							成勝門									
							護障門									
							究竟門									
							犯失門	犯重戒	破	上品煩惱纏						
									汚	中纏						
											下纏					
							初六頌	傳誦本師門	初五頌	顯主尊勝門	初二頌半	現身本末門	他受用身			
													淨土化身			
											穢土化身					
											舉淨穢土					
							後之一頌	說法本末門								
								讚戒功能(威力)門								
							後五頌半	末主顯揚門	展轉開化門							
									所成戒相門							
							能受有情門									
							開許廣說門									
							結戒序	經家序								
								順								
							師	本謂佛								
								末菩薩								
							法									
							弟子	比丘								
								菩薩乘心								
							十八梵者									
							總標門	舉數制持門	身語意							
									貪瞋癡							
							示相勸學(持)門									
							別誦門	十重戒	快意殺生成	釋經文	違犯性門	顯制意				
												違犯相門				
											究竟					
											方便					
											意樂					
											煩惱					
											事					
							境界事門									
							結成罪門									
							劫盜人物戒									
							無慈行欲戒									
							故心妄語戒									
							酤酒生罪戒									
							談他過失戒									

別 誦 經 戒	次 第 誦 出 門	四 十 三 輕 戒	十 戒	護 自 心 念 門	自讚毀他戒	不敬師長戒							
					憒生毀辱戒		飲酒戒						
					瞋不受謝戒		食肉戒						
					毀謗三寶戒		不舉教儆戒						
					結 成 門		結 前 生 後 門	十 戒	護 他 心 行 門	勸不毀犯	住不誦法戒		
										示犯失墮	不能遊學戒		
										誠學指擯	背正向邪戒		
										有犯無犯	不瞻病苦戒		
					十 戒		護 自 善 門	染非染	救護眾生門	畜殺生具戒	通國使命戒		
								奕中上品	憍他販賣戒	無根誹毀戒	惱他販賣戒		
								十 戒	護 攝 他 門	不救存亡戒	憍他心行門	放火損生戒	法化違宗戒
										業同(三業)	不忍違犯戒	依勢惡求戒	貪財惜法戒
										見同	慢人輕法戒	虛偽作師戒	鬥諍兩頭戒
										利同	輕蔑新學戒	依勢惡求戒	鬥諍兩頭戒
							佈勝顯劣戒				虛偽作師戒	鬥諍兩頭戒	
							爲主失儀戒				鬥諍兩頭戒	鬥諍兩頭戒	
							戒同	領寶違式戒	鬥諍兩頭戒	鬥諍兩頭戒			
								受他別請戒	鬥諍兩頭戒	鬥諍兩頭戒			
								自別請僧戒	鬥諍兩頭戒	鬥諍兩頭戒			
								邪命養身戒	鬥諍兩頭戒	鬥諍兩頭戒			
					九 戒		六 和 敬	許親害生戒	九 戒	戒 攝 受	不救尊厄戒		
								橫取他財戒			攝化漏失戒		
								虛作無義戒			惡求弟子戒		
								退善提心戒			非處說戒		
								不發願戒			故違聖禁戒		
								不生自要戒			不重經律戒		
故入難處戒	不化有情戒												
坐無次第戒	說法乖儀戒												
不行利樂戒	非法立制戒												
九 戒	悲 教 化	自破內法戒	悲 教 化	攝化漏失戒									
		惡求弟子戒		惡求弟子戒									
		非處說戒		非處說戒									
		故違聖禁戒		故違聖禁戒									
九 戒	戒 攝 受	不重經律戒	戒 攝 受	不重經律戒									
		不化有情戒		不化有情戒									
		說法乖儀戒		說法乖儀戒									
		非法立制戒		非法立制戒									
九 戒	悲 教 化	自破內法戒	悲 教 化	自破內法戒									
		自破內法戒		自破內法戒									
結勸奉行門													
流通分													